

改正

平成22年9月30日公営企業告示第2号

平成23年6月30日公営企業告示第1号

平成25年4月12日公営企業告示第5号

平成29年1月31日公営企業告示第1号

令和2年3月31日公企管規程第8号

令和3年3月30日公企管規程第3号

令和7年2月3日公企管規程第8号

安曇野市水道料金の減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号。以下「条例」という。）第32条及び安曇野市水道事業給水条例施行規程（平成17年安曇野市公営企業管理規程第12号。以下「施行規程」という。）第33条の規定により、水道料金（以下「料金」という。）の減免を行う場合に必要な事項を定めるとともに、料金の適正化を図ることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 施行規程第33条第1項第2号の規定の適用は、水道使用者等（条例第17条第2項ただし書に規定する水道使用者等をいう。）が管理義務を怠っていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市長が発見を困難であると認める地下、床下及び壁内での漏水に起因して使用水量が増加したとき。
- (2) ボールタップの故障に起因して使用水量が増加したとき。
- (3) 公的施設であって、管理人が常駐しないため発見することが困難な漏水等と市長が認めたとき。
- (4) 不特定の者による屋外蛇口の開放等に起因して使用水量が増加したとき。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の減免は行わないものとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者以外の者が修理を施工した場合
- (2) ボイラー、温水器等の給水用具の破損及び故障に起因して使用水量が増加した場合
- (3) 水道使用者等が料金を滞納している場合。ただし、分納誓約を履行しているものにあつては、この限りでない。
- (4) 不正工事により施工された給水装置の場合

(減免の申請)

第3条 前条に基づく料金の減免の申請をしようとする者は、漏水を発見したときは、速やかに漏水修理を行い、水道料金減免申請書（施行規程様式第12号その1）に漏水修理完了証明書（別記

様式)と修理状況の確認できる写真等を添えて、漏水修理後1月以内に市長に提出しなければならない。

(減免の対象となる漏水水量の算出)

第4条 減免の対象となる漏水水量の算出は、漏水に起因して使用水量が増加したと認められる期間のうち、使用水量が最も多い施行規程第29条で規定する2か月分の使用水量と、施行規程第30条の規定により認定した使用水量との差とする。

(減免の対象期間)

第5条 減免の対象期間は、漏水水量算出の対象となる2か月とする。

(減免額の決定)

第6条 第4条で算出した漏水水量により料金の減免額を決定し、速やかに当該減免額を還付するものとする。ただし、施行規程第31条に規定する納期前に減免を決定したときは、当該月の料金から決定した減免額を控除することができる。

(減免の制限)

第7条 同一箇所での漏水による料金の減免は、減免を受けてから2年を経過する間はこれを行わない。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日公営企業告示第2号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日公営企業告示第1号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月12日公営企業告示第5号)

この告示は、平成25年4月12日から施行する。

附 則 (平成29年1月31日公営企業告示第1号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日公企管規程第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日公企管規程第3号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月3日公企管規程第8号)

この告示は、令和7年2月3日から施行する。

別記様式（第3条関係）

## 漏水修理完了証明書

（宅内工事で漏水修理を行う工事）

（宛先） 安曇野市長

水道番号				
メーター 関係	口径	メーカー名	メーター番号	漏水修理時の指針
水栓所在地		安曇野市 番地 ( )		
使用者氏名				
使用者住所				
修 理	申込年月日	年 月 日		
	開始年月日	年 月 日		
	完了年月日	年 月 日		
漏水箇所		①埋設管(地下・床下・壁面内) ②メーター取付部 ③不凍栓 ④受水槽 ⑤その他 (具体的に)		
漏水修理工事内容		(具体的に)		

※漏水箇所の修理前、修理後の写真を添付してください。

上記のとおり修理が完了したことを証明します。

年 月 日

(工事店名)

印

漏水減免決定根拠( 年 月分水道料金)

漏水減免前水量	漏水減免前請求金額	漏水減免決定水量	漏水減免決定請求金額
m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円

漏水減免決定根拠( 年 月分下水道使用料)

漏水減免前水量	漏水減免前請求金額	漏水減免決定水量	漏水減免決定請求金額
m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円